

「にいがたふうど」記事作成業務 委託仕様書

本仕様書は、新潟市が委託する「にいがたふうど」記事作成業務の企画提案募集にあたり、必要な事項を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、受託候補者決定後、協議の上、別途作成する。

1 業務名

「にいがたふうど」記事作成業務

2 目的

新潟市の食文化の魅力を伝えるため、「にいがたふうど」をモチーフとし、取材を通じた記事を制作し、広く発信することにより、本市の食や食文化に対する理解や関心を深め、市産農水産物への誇りや親しみを醸成することを目的とする。

3 履行期間

契約日から令和8年3月23日（月）まで

4 業務内容

(1) 記事の作成

ア 新潟市ホームページの下記リンクの内容を確認の上、「にいがたふうど」リーフレットをモチーフとし、内容を深掘りした記事の作成を行うものとする。事前調整、現地取材及び写真撮影、記事作成にかかる一切の業務を行うこと。

https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoku_hana/niigatafood/index.html

イ 記事の初回は、下記の者を取材対象とし、「にいがたふうど」に基づく食文化に関する記事を1本作成する。

【取材対象】「にいがたふうど」監修者

ふうどオフィス（新潟市東区中山1-16-13）

フードスタイリスト 小島 富美子、小島 秀樹

ウ 記事の2回目以降は、「にいがたふうど（新潟市のふうど編）」をモチーフとし、記事を4本以上作成すること。

エ 「にいがたふうど（新潟市のふうど編）」との連動性を持たせ、リーフレット内容の深掘りにつながるような取材先を選定し、取材を行い、記事に書き起こすこと。

オ 取材テーマや取材先については事前に市と協議の上決定すること。取材や打合せ等の日程調整は受託者が行い、市にも共有すること。必要に応じて市も同行する。

カ 記事1本につき、2,000文字程度、写真10枚以上を想定するものとするが、最終的な文字数や写真枚数は業者決定後に協議することとする。

キ 大見出し、小見出しなどを設定する。

ク 文章表記は専門用語や読みの難しい言葉の使用をできる限り避け、よりわかりやすく、読み手の関心を喚起し、共感を得られるようなものとする。

ケ 取材及び記事の作成は、編集者またはライター1名以上(※1)、カメラマン1名以上(※2)で行う。

※1 雑誌、書籍などの紙媒体での編集経験もしくはWEBメディア媒体での編集経験が3年以上あること。

※2 雑誌、書籍、WEBメディア、イベントなどの実務経験が3年以上あること。

- コ 作成した記事の校閲および取材先への記事確認は、受託者が行い、校正は市も行う。
- サ 受託者が、作成した記事を市が開設するnote（ノート）アカウントへ掲載する。noteクリエイターページ用ヘッダー画像も1枚以上提出すること。
- シ 作成記事は取材から4週間程度で校正を含め提出すること。
- ス 委託費には受託者の取材に必要な交通費等を含めるものとする。市は移動による事故等の責任について一切負わないものとする。
- セ 各取材先への謝礼は必要に応じて委託費に含めることとする。
- ソ ターゲットは市内外の30～40歳代として想定し、以下のすべての観点から記事を作成すること。
 - ・県内外在住者が市産農水産物は市の風土に育まれ、豊かで美味しいということを理解する。
 - ・県内外在住者が市産農水産物に興味、親しみをもつ。
 - ・県内在住者が市産農水産物を誇りに思う。
 - ・県外在住者が新潟を訪れ、新潟の食べ物を食べたいと感じる。

(2) コンテンツの効果的な情報発信

- ア 作成記事および「にいがたふうど」について、効果的に情報発信を行う。
- イ 自社サイトまたは外部サイト等のツールを効果的に活用し、作成記事の閲覧数増加につながるようPRを行う。
- ウ 情報発信の効果について、可能な限り定量的に検証し、実施と評価について報告書を作成すること。

5 納品

(1) 原稿

Word形式の電子データおよびCD-ROM等の記録媒体で提出すること。

(2) 写真等画像データ

JPEG（RGB）形式の電子データおよびCD-ROM等の記録媒体で提出すること。

ア 記事掲載用サムネイル 記事ごとに1枚（横：1280ピクセル、縦：670ピクセル）

イ 記事ページ用 記事ごとに10枚～（横：1140ピクセル、縦：855ピクセル）

※記事への掲載の有無に関わらず、取材時の撮影データは可能な限り提供すること

ウ noteクリエイターページ用ヘッダー画像 1枚～（横：1280ピクセル、縦：670ピクセル）

6 著作権

(1) 成果品

記事や写真データ等、成果品の著作権は新潟市に無償で譲渡するものとする。

第三者の著作物を使用する場合、市が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。また、成果品は市が運営するウェブサイト等に随時使用又は複製できるものとする。

(2) 利用範囲

業務の成果品等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合には、権利は受託事業者に保留されるが、新潟市は業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

7 その他重要事項

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、市と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、疑義がある場合には双方協議の上、業務を進めるものとする。
- (3) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。
- (5) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案者等の内容から変更・修正する場合がある。
- (7) 業務終了後、この契約に関しての業務評価を行う。